

\*\*\*\*\*  
\*  
\* 令和6年第1回 \*  
\* 柏原市議会定例会 \*  
\* 議会提出案件 \*  
\*  
\*\*\*\*\*

(令和6年3月22日)

# 目 次

令和6年3月22日 定例会

| 議案等番号     | 議 案 等 名                         | ページ |
|-----------|---------------------------------|-----|
| 議員提出議案第1号 | 柏原市議会議員定数条例の一部改正について            | 1   |
| 議員提出議案第2号 | 議会の議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部改正について | 4   |
| 意見書案第1号   | 国の負担による学校給食費の無償化を求める意見書         | 7   |

柏原市議会議員定数条例の一部改正について

上記の議案を別紙のとおり、地方自治法第112条及び柏原市議会会議規則第13条の規定により提出する。

令和6年3月22日

柏原市議会  
議長 田中秀昭様

|     |         |      |   |
|-----|---------|------|---|
| 提出者 | 柏原市議会議員 | 鶴田将良 | Ⓔ |
| 賛成者 | 柏原市議会議員 | 榊田和之 | Ⓔ |
|     | 〃       | 峯弘之  | Ⓔ |
|     | 〃       | 山本修広 | Ⓔ |

## 議員提出議案第1号

柏原市議会議員定数条例の一部改正について

柏原市議会議員定数条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和6年3月22日提出

柏原市条例第 号

柏原市議会議員定数条例の一部を改正する条例

柏原市議会議員定数条例（平成14年柏原市条例第27号）の一部を次のように改正する。

本則中「16人」を「14人」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（適用区分）

2 この条例による改正後の柏原市議会議員定数条例に定める議員の定数は、この条例の施行の日以後初めてその期日を告示される一般選挙から適用する。

議会の議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部改正について

上記の議案を別紙のとおり、地方自治法第112条及び柏原市議会会議規則第13条の規定により提出する。

令和6年3月22日

柏原市議会  
議長 田中秀昭様

|     |         |      |   |
|-----|---------|------|---|
| 提出者 | 柏原市議会議員 | 山本修広 | Ⓔ |
| 賛成者 | 柏原市議会議員 | 榊田和之 | Ⓔ |
|     | 〃       | 峯弘之  | Ⓔ |
|     | 〃       | 鶴田将良 | Ⓔ |

## 議員提出議案第 2 号

議会の議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部改正について

議会の議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 6 年 3 月 2 2 日提出

柏原市条例第 号

議会の議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

議会の議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例（昭和31年柏原市条例第12号）の一部を次のように改正する。

第1条中「590,000円」を「472,000円」に、「550,000円」を「440,000円」に、「530,000円」を「424,000円」に改める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。



意見書案第 1 号

国の負担による学校給食費の無償化を求める意見書

上記議案を柏原市議会会議規則第 13 条の規定により提出する。

令和 6 年 3 月 22 日

柏原市議会  
議長 田中秀昭様

|     |         |    |     |   |
|-----|---------|----|-----|---|
| 提出者 | 柏原市議会議員 | 乾  | 一   | Ⓜ |
| 賛成者 | 柏原市議会議員 | 大木 | 留美  | Ⓜ |
|     | 〃       | 榑田 | 和之  | Ⓜ |
|     | 〃       | 江村 | 淳   | Ⓜ |
|     | 〃       | 山口 | 由華  | Ⓜ |
|     | 〃       | 新屋 | 広子  | Ⓜ |
|     | 〃       | 峯  | 弘之  | Ⓜ |
|     | 〃       | 梅原 | 壽恵  | Ⓜ |
|     | 〃       | 山本 | 修広  | Ⓜ |
|     | 〃       | 橋本 | 満夫  | Ⓜ |
|     | 〃       | 中村 | 保治  | Ⓜ |
|     | 〃       | 鶴田 | 将良  | Ⓜ |
|     | 〃       | 山下 | 亜緯子 | Ⓜ |
|     | 〃       | 奥山 | 渉   | Ⓜ |
|     | 〃       | 大坪 | 教孝  | Ⓜ |

## 国の負担による学校給食費の無償化を求める意見書（案）

学校給食は、学校給食法第1条に「食育の推進」がその役割と目的として規定されており、教育活動の一環として教科学習とともに学校教育の大きな柱となっている。

義務教育は、これを無償とすると定めた憲法第26条第2項や教育基本法第4条第2項により授業料を徴収しないこととされているが、その学校給食の経費負担は、実施に必要な施設及び設備に要する経費と、その運営に要する経費以外の経費は保護者の負担となっている。

令和3年度学校給食実施状況調査によると、公立の小学校及び中学校において保護者が負担する学校給食費の平均月額額は、小学校では4,477円、中学校では5,121円であるが、物価が高騰している昨今においては、全体的に増加傾向となることは必至である。

この保護者負担である学校給食費は、年額にすると約5万円から約6万円と高額であることから、貧困対策はもとより、子育て支援・少子化対策として、小中学校の給食費を全額補助または一部補助する市町村も増えてきており、地方創生臨時交付金を活用した臨時的な給食費無償化を行っている自治体も出てきている。

これらの背景には、学校給食の持つ教育的効果に加え、子どもの貧困問題もあり、栄養バランスの取れた温かくおいしい給食を、家庭の経済状況に関わらず提供することは、子どもの健やかな成長のため非常に重要であるという観点がある。

しかし、給食費無償化にあたっては、多額の財源を確保する必要があることから、それぞれの財政力によって恒久的に事業を実施することができる自治体は限られ、教育環境に自治体間格差が生じる恐れがある。

よって、本市議会は、国に対し、こうした状況に鑑み、財源の確保も含め国の責任において、全ての市町村が学校給食費の無償化を実施するよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和6年3月22日

大阪府柏原市議会